

船橋市消防局会議要綱

制定	平成11年	4月	1日
改正	平成14年	4月	1日
	平成17年	5月16日	
	平成18年	4月	1日
	平成22年	4月	1日
	平成24年	4月	1日
	平成26年	7月31日	
	平成31年	4月	1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市消防職員服務規程第48条の規定に基づき会議の構成、運営、その他必要な事項を定めるものとする。

(会議の種類)

第2条 会議の種類及び内容は、次のとおりとする。

- 一 所属長会議 消防行政運営の基本方針及び重要施策を審議するとともに、各種業務を効率的に推進するため、所属間の調整を行う。
 - 二 署幹部会議 消防署管轄区域内における消防業務について審議するとともに、各種業務を効率的に推進するため、当該消防署管轄区域内の調整を行う。
 - 三 業務推進委員会 別表1に掲げる業務推進委員会の所掌事項について、適宜調査検討を行う。
- 2 前項第1号及び第3号に規定する会議等の調整を図るとともに、複数の所属間での協議を要する事項を調査検討するため、補佐会議を設置する。

(組織)

第3条 前条に規定する会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 所属長会議 所属長以上の職にある者
- 二 署幹部会議 消防署（分署、出張所を含む。）の係長以上の職にある者で署長が指名した者
- 三 業務推進委員会 所属の係長以上の職にある者で所属長が指名した者、及び必要に応じて議長が指名した者
- 四 補佐会議 課長補佐の職にある者

(議長)

第4条 各会議の議長は、次に掲げる職にある者とする。

- 一 所属長会議 消防局長
- 二 署幹部会議 消防署長
- 三 業務推進委員会 主管課長
- 四 補佐会議 総務課長補佐

(会議の開催及び招集)

第5条 第2条第1項第1号及び第2号並びに第2項に規定する会議は、原則として毎月1回開催し、それぞれ議長が招集する。

2 第2条第1項第3号に規定する委員会は、所掌事項のうち、次に掲げるいずれかの事項を検討する際、重要な案件で、かつ、課及び署との協議が必要となる場合に開催するものとし、それぞれ議長が招集する。

- 一 例規の制定、改正及び廃止
- 二 新規事業の実施
- 三 その他議長が必要であると認めたとき

(関係者の出席)

第6条 議長は、会議において、必要に応じて関係者に出席を求めることができる。

(作業部会)

第7条 議長は、会議の議題等に係る特定事項について調査検討するため、必要に応じて作業部会を設置することができる。

(会議の庶務)

第8条 会議の庶務は、次に掲げる所属においてこれを行う。

- 一 所属長会議 総務課
- 二 署幹部会議 消防署
- 三 業務推進委員会 主管課
- 四 補佐会議 総務課

(議題の提出)

第9条 会議を構成する者(以下「構成員」という。)は、付議する議題があるときは、会議の三日前までに議長に提出するものとする。

(構成員の事故)

第10条 構成員が事故のため会議に出席できないときは、会議を開催する日の前日までに、第8条に規定された所属に連絡するものとする。

2 構成員に事故があったときは、当該所属長が指名する者に代理出席させることができる。

(会議の記録及び結果の通知)

第11条 第8条に規定された所属は、会議について、その要旨を記録し、保管しなければならない。

2 議長は、会議結果について関係のある所属に通知しなければならない。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

別表 1

委員会名	所 掌 事 項
総務委員会	ア 消防組織制度の改善に関する事。 イ 消防職員の教育研修に関する事。 ウ 消防の勤務制度の改善に関する事。 エ 消防職員の福利厚生に関する事。 オ その他総務事務に関する事。
財務委員会	ア 消防予算に関する事。 イ 公有財産に関する事。 ウ その他財務業務に関する事。
予防委員会	ア 防火対象物の火災及び人命危険の予防措置に関する事。 イ 予防業務並びに技術の研究改善に関する事。 ウ 予防査察に関する事。 エ 危険物火災予防に関する事。 オ 消防広報及び公聴に関する事。 カ 火災原因調査に関する事。 キ 火災予防運動に関する事。 ク その他予防業務に関する事。
警防指令委員会	ア 警防技術の研究改善に関する事。 イ 各種災害警防対策に関する事。 ウ 消防水利に関する事。 エ 特殊災害防ぎょに関する事。 オ 救助技術に関する事。 カ 消防機械器具の機材、運用技術、整備等に関する事。 キ 消防隊員の個人装備に関する事。 ク その他警防業務に関する事。 ケ 消防団に関する事。 コ 消防通信の運用に関する事。 サ 支援情報に関する事。 シ その他指令業務に関する事。
救急委員会	ア 救急業務体制に関する事。 イ 救急隊員の教育訓練に関する事。 ウ 市民に対する応急手当の普及啓発に関する事。 エ 医療機関との連携に関する事。 オ その他救急業務に関する事。